# 島根県立病院院内保育所

# にこにこ保育所

# ご利用のしおり



保育委託先:(株)アイグラン

〒693-8555 出雲市姫原4丁目1-1 (中央病院敷地内)

■保育内容、欠席等のご連絡は保育所へ

TEL0853-22-3100(保育所直通) FAX0853-22-3280(保育所直通)

■入所申込、中止届については中央病院事務局総務課へ

TEL0853-30-6423(中病事務局) FAX0853-21-2975(中病事務局)

# 保育所の概要

#### 1.基本事項

(1) 保育所の名称 島根県立病院 院内保育所

(2) 保育所の通称 にこにこ保育所

(3) 所在地 出雲市姫原4丁目1-1(中央病院敷地内)

(4) 管理者 中央病院 病院長 小阪真二

(5) 施設面積626.46 ㎡(6) 構造平屋 鉄骨造

(7) 施設内容 保育室4室、調理室、小児用トイレ、屋外広場、テラス、休養室、屋外遊戯場

(うち保育室1は調乳室・沐浴室を併設し、乳児専用スペース)

#### 2.保育の形態及び運営

(1) 保育定員 85名

(2) 保育対象 0歳(生後8週間)~6歳(就学前)の病院職員の子(臨時・嘱託含む)

(3) 保育時間等 休所日: 基本的に年中無休

但し、年末年始(12/31、1/1)及び希望者がいない日は休所とする

基本保育時間:7:30~19:00

延長保育時間:19:00~20:00 (基本保育利用者のみ)

夜間保育時間:19:00~翌7:30 (毎週水・木・金曜日のみ)

一時保育時間:基本保育の実施日及び時間帯 病児保育時間:7:30~18:00(平日のみ)

(4) 保育の運営業者 株式会社アイグラン (広島市西区庚午中 1-7-24)

(5)給食調理業務 施設内調理

(6) 料金 別表「保育料等料金表」のとおり

(7) 料金納入方法・保育料 = 原則、利用月の翌々月の給料から引き去り

・給食費等 = 直接、保育所へ納める

#### 3.入所手続き

(1)「保育所入所申込書」「児童調査票」「就労証明書」「入所者選考基準点数表」を入所募集期間中に、中央 病院事務局総務課へ提出してください。(募集期間後の入所希望については、定員に余裕がある場合の み受け付けます。)また、病児保育を利用する場合は併せて「病児・病後児保育利用登録票」「病児・病 後児保育利用同意書」を提出してください。なお、この手続きは毎年度ごとに行ってください。

※記入方法等不明な点は、事務局総務課(0853-30-6420)までご連絡ください。

- ※基本保育希望者は「就労証明書」(配偶者分)をご提出ください。なお、配偶者が病院局職員の場合は提出不要です。
- (2) 毎月 25日までに翌月の「保育依頼表」を保育所に提出してください。「保育依頼表」を基に保育士のシフトを作成します。

#### 4.利用内容の変更または退所手続き

保育区分や利用期間等を変更される場合は「保育所利用変更届」を、利用を中止する場合は「保育所利用中

止届」を中央病院事務局総務課へ提出してください。

※記入方法等不明な点は、事務局総務課(0853-30-6420)までご連絡ください。

#### 5.駐車場の利用について

保育所利用職員が中央病院職員駐車場を申請する場合は、次のとおりです。

- (1) 中央病院職員
  - ①基本保育利用者=中央病院事務局総務課において、通常の許可手続きをとってください
    - →距離要件に関わらず、許可証を発行します。(保育所利用日のみ有効・駐車料必要)
  - ②一時保育及び夜間保育のみ利用者(基本保育利用者を除く)=許可証は発行しません。
    - →一時保育及び夜間保育利用日のみ、距離要件に関わらず利用許可とします。よって、
      - 一時保育許可及び夜間保育許可のみでは、距離要件が必要となります。
      - 一時保育及び夜間保育利用日のみ有効の、一時駐車許可証を発行しますので、にこ にこ保育所で発行してもらってください。(一時的な駐車として、駐車料不要)
- (2) こころの医療センター職員

許可証及び一時駐車許可証は発行しませんが、送迎時のみの利用は可能です。

#### 6.スムーズな保育所生活を送るために

- (1)保育日の変更や急な一時保育利用の場合は、まず受入可能か保育所にご確認ください。当日の児童受入 状況によっては利用をお断りする場合もございます。
- (2) 保育所より、月に一度お子様の様子や行事を載せたにこにこ保育所だよりを発行します。

#### 7.食事について

(1) 給食の欠食締切時間は次のとおりです。

朝食 :前日15時

午前おやつ:9時

昼食 : 10 時

午後おやつ:13時

補食•夕食:15時

この時間を過ぎた場合は、欠食しても 給食費を頂く場合があります。



- (2) 授乳は、直授乳、母乳パック、ミルクの方法があります。
  - ミルクの量・時間などはご相談ください。
- (3) おやつ

午前、午後の2回提供致します。(ただし、3歳以上は午後のみ)

(4)補食•夕食

補食は 19 時以降、夕食は 20 時以降ご利用の方に提供できます。ご希望の場合は 15 時までに予約してください。事前に必要だと分かる場合は早めにお知らせください。

#### 8.病児保育について

病児保育については受入までの流れや保育の仕方が異なるため、「病児・病後児保育ご利用のしおり」にてご確認ください。

# 保育理念と大切にしていること

#### 保育理念

「にこにこ保育所」は、子ども達に「自分の夢を自分の力で実現できる人」 になって欲しいと願っています。

そして、そのためには次のことが必要だと考えています。

- ✔ いろいろなことに興味を持ち、自分で考えやってみる気持ちを持つこと。
- ✔ 思いやりの気持ちを持って楽しく仲間と関わることができること。
- ✔ 安心できる「心の基地」があること。

### 保育方針

# 自主性を育てます

ワクワクドキドキするような体験に自ら挑むことで、自主性、考える力が育ちます。 子ども達の年齢・発達に応じたいろいろな活動を企画し、経験する機会を設けますが、 大人が"やらせる"のではなく、

子ども自身が"やってみたくなる"ような環境作りに重点を置き、 自由に遊びを創造・発展させる中で、考える力、創る喜びを育んでまいります。

# **個性を大切にします**

やんちゃな子、恥ずかしがり屋な子、怒りんぼ、泣き虫、 障がいのある子ども。子ども達は1人ひとり輝いています。 いつも"Only One"を尊重し、「自分らしさ」を発揮でき るように援助します。



# 思いやりの気持ちが育つ、「心の基地」をめざします。

思いやりは思いやりを受けることでのみ育ちます。 保育士が子ども達一人ひとりの気持ちを受け止め、 「心の基地」になれるよう、思いやりを持って接します



# 自然との触れ合いを大切にします

花・木・虫・動物・水等自然やものに対する興味を育て、環境を大切にする気持ちを 育みます。また、見たり触ったりお世話をすることを通して、いたわりの気持ち、や がては命の尊さに気付いていきます。

### イベントについて

#### 節分・ひなまつり・七夕・クリスマス・・・など

「にこにこ保育所」では、季節に応じた行事を開催しています。 お子様が季節を感じ、絵本や童謡を通じ昔ながらの慣わしに親しみ、 好奇心・想像力・理解力を育みます。保護者の皆様にもご参加頂ける 機会を設け、日常のお子様の様子や成長を感じて頂けます。



### ≪年間行事予定≫

月	行事		
4月	はじめましての会		
5月			
6月	ありがとう製作		
	芋苗植え(4・5歳児)		
7月	七夕会		
	☆保育参観		
	プール開き		
8月	おとまり保育(5歳児)		
	☆夕涼み会		
9月	お月見会		
10月	☆にこにご運動会		
11月	☆リトミック参観		
	☆親子芋掘り遠足(3~5歳児)		
12月	クリスマス会		
	お正月飾り作り		
1月	☆にこにこ発表会		
2月	節分会		
3月	ひなまつり		
	おわかれ会		
	☆育了式		

年度初めにみ んなで進級・入 園のお祝いを します

家族の方にあ りがとうの気 持ちを込めて 作品を作って プレゼントし ます

保育所で家族 の方と一緒に 出し物やゲー ムをします







☆印のイベントは保護者の方も参加していただきます。 日程は追って説明します。

上記のほか、月に一度、誕生会・避難訓練・身体測定を 実施します。

2歳児以上

# リトミックを本格導入しています!

「にこにこ保育所」ではリトミック指導員有資格者により、本格的なリトミックプログラムを体系立てて学んで頂けます。「リトミック」とは、いろいろな素材を使って、友達と自由な表現で楽しく音楽遊びをしていくものです。お遊戯と見た目には少し似ていますが、決定的に違うのは、お遊戯のように決められた『形』を求めず、けっして団体行動ではなく、自主性を尊重するところです。リトミックは、幼児達にとって快適で楽しい『子どもの場』であると同時

に、期待される教育効果として、心身の調和を図り、感覚を磨き知性の 基礎をつくる、つまりは人の成長の可能性を大きくすることができると いわれています。近年非常に注目を集めている幼児教育プログラムで、 天皇家の愛子様も学ばれていました。













# 「にこにこ保育所」の1日例

	時間	子どもの活動	
	7:30	• 順次登所	お家での様子、今日の健康状態を確認します
		• 視診	
		・おむつ交換、排泄	
		• 室内遊び	おままごと、絵本など室内遊びをします
	9:00	<ul><li>片付け</li></ul>	
〈ク	ラス別保育〉	• 朝の会	朝の歌を歌ったり体を動かします
		<ul><li>おやつ(2歳児以下)</li></ul>	
		• 検温	
		• おむつ交換	
	10:00	• 戸外活動/室内活動	お散歩で近くの公園などへ出かけます
		• 手洗い	
	11:00	<ul><li>離乳食・ミルク</li></ul>	
		<ul><li>昼食・歯磨き</li></ul>	
		<ul><li>おむつ交換、排泄</li></ul>	音楽を聞いたり、絵本を読みながら静かに過ごします
	12:30	• 午睡	
	15:00	<ul><li>目覚め</li></ul>	
		• おむつ交換	
	4.5.00	<ul><li>手洗い</li></ul>	
	15:20	・おやつ	
		ミルク	
		<ul><li>検温</li><li>室内活動</li></ul>	落ち着いた遊びを中心としながら保育所内で過ごし
		<ul><li>・ まむつ交換</li></ul>	ます
	16:00	<ul><li>お帰りのうた</li></ul>	6.9
	10.00	<ul><li>おむつ交換</li></ul>	
	17:30	• 順次降所	
	18:15	• 補食(希望者のみ)	
₹ 	l 友間保育〉		
. 12	18:30	・排泄、手洗い	
		• 夕食準備、夕食	
		• 歯磨	
	20:30	• 就寝準備	安心して入眠できるようにスキンシップなどを持ち
		• 就寝	ます
	6:30	• 起床	
	6:45	• 朝食	

### 持ち物について

#### 毎日持ってくるもの

○連絡帳 ○ビニール袋 2~3枚(汚れた衣類など用。記名

〇シール帳(2歳児以上) もお願いします)

○箸、水筒(3歳児以上)

#### 保育所においておくもの

○掛け布団(季節により大きめのバスタオル) ○着替え(肌着、ズボン、上の服) 3組

○敷布団(枕は使いません) ○歯磨き用コップ、歯ブラシ

 Oオムツ
 O置き靴

 Oおしり拭き
 O帽子

○タオル

- 1. 保育所は多人数のお子様がいますので、すべての持ち物・着替えの1枚1枚まで、必ずはっきりと 名前をお書き頂くようお願い致します。
- 2. いつも上記の枚数があるように、毎日の点検と補充をお願い致します。汚れた衣服は持ち帰っていただきますので、翌日には必ず補充をお願い致します。
- 3. 服装は1人でも着脱できるようなもので、活動しやすく汚れてもよい服装にして頂く様お願い致します。
  - ・ボタンやひも、ビーズなどの飾りは危ないのでやめましょう
  - スカート、スカート付きズボン、ワンピース、フード付き上着などはおうちで着ましょう
- 4. 保育所にはおもちゃ・お菓子・お金など不要なものは、お持ちにならない様お願い致します。
- 5. 入所年齢に応じてその他に必要なものは随時お知らせします。
- 6. 奇数月にはお子様1人につき箱ティッシュを1つ持ってきてください。
- 7. 髪を結ぶときは飾りのないゴムにしてください。

# 保健・衛生・病気について

### (1) 体調不良

- ①次の場合は、原則としてお預かりを控えさせていただきます。
  - ・38.0℃以上の熱がある場合
  - ・はげしい下痢、嘔吐などをしている場合
  - ・その他、体調不調が強くみられる場合
  - ・感染症に罹患した場合 ※下記の出席停止基準参照 (※感染症の状況等によっては、基準の変更等を行う場合もございます。)
- ②登園後に体調を崩した場合は、状況をご連絡させていただきます。
- ③医療機関を受診される場合は、保護者の方がお連れいただくようお願いいたします。

# (2) 感染症

- ①感染症に罹患した際、下記の出席停止基準に定められた期間は登園をご遠慮いただきます。
- ②下記の感染症が認められた場合は、**保育園にご連絡いただき、医師による登園許可を得たうえで、 登室していただくようお願いします。**「登園許可証(医師の意見書)」「登園届出(保護者記入)」の 用紙

は保育園にも用紙は用意しております。

○医師が記入した許可証(意見書)が必要な感染症 「登園許可証(医師の意見書)」

	疾患名	登園停止期間の基準	
1	麻しん(はしか)※	解熱後3日経過するまで	
2	インフルエンザ ※	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	
З	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること	
	*	※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること	
4	風しん	発疹が消失するまで	
5	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで	
6	流行性耳下腺炎	腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	(おたふくかぜ)		
7	結核	感染の恐れがないと医師が認めるまで	
8	咽頭結膜熱(プール熱)※	主な症状が消え2日経過するまで	
9	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで	
10	百日咳	特有の咳が消失するまで(抗菌薬を決められた期間服用する。5日間	
		服用後は医師の指示に従う。)	
11	腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し48時間をあけて連続	
	(0157、026、0111等)	2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの	
12	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと医師が認めるまで	
13	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと医師が認めるまで	



- 上記の疾患は『保育所における感染対策ガイドライン』に基づき、規定しております。
- ※印の疾患は、必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

#### ○医師の診断に従い、保護者の届出提出が必要な感染症「登園届出(保護者記入)」

	疾患名	登園停止期間の基準
1	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24 時間~48 時間経過していること
2	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が収まっていること
3	手足□病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
4	伝染性紅班(リンゴ病)	全身状態が良いこと
5	ウイルス性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	(ノロ、ロタ、アデノウイル	
	ス等)	
6	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
7	RSウイルス感染症	呼吸器障害が消失し、全身状態が良いこと
8	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
9	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

上記の疾患は『保育所における感染症対策ガイドライン』に基づき、規定しております。

い致します。

#### ♣ 保育所での投薬

原則として保育所での投薬は出来ませんが、次の項目を遵守していただいた 場合には薬をお預かりし、投与しますのでお申し出ください。

○薬によって毎食後投与しなくても良いものもありますので、投薬の時間を調整できるかどうかを医師又は薬剤師に確認をお願い致します。

※調整できるものは、ご家庭で投与のほうお願い致します。

- ○病院の処方による薬で、今までに投与したことがあり、異常がなかった薬についてのみ、お預かり致します。(初めてのものはお預かりできかねます。)
  ※受診後に直接登所された様な場合には、最初の薬は保護者の方が投与して頂く様お願
- ○投薬依頼書の提出が必要です。依頼書に記入漏れや押印漏れがある場合は投 与致しかねます。依頼書は、投薬後一旦お返ししますが、園で保管しますの で再提出をしてください。
- ○薬には必ず目立つように名前と日付を書いて頂く様お願い致します。
- 〇<u>保育士に必ず直接手渡し</u>し、何に効く薬か、保存方法、投与に関する注意事 項等をお伝えください。
- 〇経口薬は1回分ずつにわけて投薬依頼書とともに封のできる袋(ジップロッ

クなど) に入れてお持ちください。 軟膏、目薬等分けられないものは、適量を指示してください。

- ○解熱剤、鎮痛剤、喘息の吸入などの頓服薬は、経口薬、坐薬に拘わらず投与 致しかねます。
- (38度以上になりましたらご連絡を致しますので、お迎えをお願い致します。)
- ○抗生物質の内服はアレルギー観察のため看護師が投与します。看護師不在時 は保護者の方が来所して投薬してください。

#### ♣ 健康診断

〇当園では、往診医による内科検診は行いません。年に2回、個人でかかり つけ医を受診してください。

### 緊急時の対応

1. 地震、火事などの緊急時には、原則として保育所屋外広場に避難致します。

(状況により他の場所になることもあります)

2. 保護者様の勤務先とご家族の緊急連絡先に連絡を致しますのでお迎えのほどお願い致します。

# 補償制度について

お子様のけが等には十分注意して保育いたしますが、万が一、けがや個人の持ち物を壊してしまったような場合には、(株)アイグランが加入している「総合補償制度」により補償させて頂きます。 補償金額は下記の通りです。

#### 賠償保険

対人	1名	2億円
	1事故	10億円
対物	1事故	1,000万円

#### 傷害保険

死亡・後遺障害100万円入院日額1,500円通院日額1,000円

# 提携医療機関について

病院名	島根県立中央病院		
所在地	出雲市姫原四丁目1-1		
電話	0853-22-5111		
提携内容	緊急時の受診		

# その他

- 1. 連絡帳は、毎日よく見て忘れずに記入しお持ちいただくようお願い致します。
- 2. 駐車場は車の出入りが頻繁で大変危険ですので、子ども達が遊んだりすることがないようご注意願います。
- 3. 保育時間中は、児童の事故防止のため、電話・面会等による保育士の呼び出しはご遠慮くださいますようお願い致します。また、不審者対策のためドアの開け閉めに、ご注意いただきますようお願いします。
- 4. 保育所に関し、お気づきの点、ご不明な点、ご意見等がありましたら、保育士にお気軽にご相談ください。

# 問い合わせ先

内容	問い合わせ先		
児童の日常生活に関すること その他(苦情含む)	にこにこ保育所 施設長 池内千香子 TEL0853-22-3100		
入所(退所)手続き	中央病院事務局総務課 院内保育所担当 寄廣 雅己		
	TEL0853-30-6420		

## 保育料等 料金表

令和4年12月23日最終改正(令和4年2月15日適用)

#### 1. 基本保育料

区分	金 額	備考
1.ロにつき	3 歳未満児 30,910 円	院内保育所に同一世帯から複数児童預けた時
1月につき	3 歳以上児 28,182 円	2人目半額、3人目以降無料

- ※年齢は、利用年度の前年度の3月31日時点の満年齢とする。
- ※加齢に伴う年度中途の料金変動はなしとする。
- ※病院内保育所に、同一世帯から2人以上の児童を預ける場合は、最も年齢の高い児童は規定額、2番目に年齢の高い児童は規定額の半額、その他の児童は無料とする。
- ※利用月の中途の入退所等の場合でも、規定額を納付することとする。

#### 2. 延長保育料

区分	額	備考
1 時間につき	273円	基本保育を受けている児童が対象

<sup>※</sup>保育時間30分以上により1時間と換算する。

#### 3. 一時保育料

区分	金額		備考
1 時間につき		273円	基本保育を受けていない児童が対象

<sup>※</sup>保育時間30分以上により1時間と換算する。

#### 4. 夜間保育料

区分	金額	備考
1回につき	910円	基本保育を受けている児童
1 時間につき	273円	基本保育を受けていない児童

<sup>※</sup>保育時間30分以上により1時間と換算する。

#### 5. 病児保育料

区分	金額		備考
1日につき		910円	基本保育料又は一時保育料に加算

<sup>※</sup>保育時間に関わらず利用回数に乗じて納付することとする。

#### 6. 給食費

区分	金額		備考
	朝食 273円 昼食	273円	
1食につき	夕食 273円 補食	91円 1食	あたりの金額×摂食数
	離乳食	182円	

#### 7. おやつ料

区分	金額	備考
1食につき	46円	1食あたりの金額×摂食数

<sup>※</sup>基本保育児童が、3時間30分未満の夜間保育を利用した場合は、1時間につき273円の夜間保育料を適用する。

# 保育料の無償化について

4月1日時点で3歳から5歳までの子どもについては、保育料無償化の対象となりますが、 保育の必要性の認定を受ける必要があります。

認定については、就労等の要件がありますので市役所へお問い合わせください。

別記様式第1号(第7章	条関係)						令和	年	月	日
島根県立中央病院病院	長様			` '	請		´TJ 作I	<del>+</del>	力 	——
				Ī	所 属					
				_	氏 名 (職員番·	 号				)
		保	育所入	、所申 》	∆書					
島根県立病院院内保	育所設置:	運営規		づき、 記	下記のと	:おり申	りし込み	ます。		
1. 保育児童	(ふりがな) <b>(氏 名</b> )	)						男 •	女	
o. /12 苯 字.	(生年月	-	令和	年		日	(満		<u>( )</u>	
2. 保護者	(住 <u>所)</u> (自宅電)									
3. 利用区分及び利 (注) 次年度以降の利用計						用を制	限するも	のではさ	ありませ	<del>上</del> ん。
□ 基本保育 _	<u>令和</u>	年	<u>月</u>	<u>日</u> から <u>´</u>	<u>令和</u>	_年	月	月 (	才) 🖠	<u> まで</u>
□ 一時保育 <u>´</u> (注) ならし保育										
□ 病児保育 <u>-</u>										
今後の利用計画につ	いいても併 <sup>、</sup>	せて記り	入くださ	z V v						
例: 他の保育所が系	- 1月可能と	 なったF	 時点で利	  用を中』	上する。哲	 受乳が終	いる時点	 iまで利	  用する	0

- 4. 一時保育の利用予定 1か月に 日の利用予定
- 5. 保育所利用(基本保育時)による職員駐車場利用 有 無

# 児童調査票

記入日:令和 年 月 日

利用	区 分	□基本保	:育 [	]一時保育	ĵ [	□病児傳	<b>录</b> 育		
フリカ゛ナ			性別	血液型	生	三 年	月日		備考
児童名			男・女		令和	年	月	日	
現住所	₹				自宅 Tel				
		(一時保育利用者	音) 他に	通所又は追	通園中の係	と育所・	幼稚園等	÷	
名称					Tel				
			家 游	構	成				
続柄	E	· 名	年 齢		勤務先	(名称•	所属・直	直通 Te	1)
			満歳						
			満歳						
			満歳						
			満歳						
			満歳						
	氏	名	訇	話 番	号		備		考
竪	1)		自宅 携帯						
急時			勤務先(直通	)					
緊急時の連絡先	2		自宅 携帯						
絡生			勤務先(直通	)					
<i>)</i> L			自宅						
	3		携帯	<b>.</b>					
7)	, P		勤務先(直通						
送迎者		・祖父母・その他		)					
通所方法	自家用車	・自転車・バス・徒を	よ・その他 (	)	所要時	間	約 ———		分
※特記事	項(既往	E症、アレルギー、	その他注意	意事項)					

# 病児・病後児保育室利用登録票

令和 年 月 日記入

利 用 者	: 済(	) ) ) ) ☆みずぼうそう			
用   職員氏名   ☆ポリオ   未   ☆麻疹・風疹混合   未	<ul><li>済 (</li><li> 済 (</li><li> 済 (</li><li> 済 (</li><li> 済 (</li></ul>	)			
者	<ul><li>済(</li><li>済(</li><li>済</li></ul>	)			
	: 済(	)			
	済	) ☆みずぼうそう			
職員番号 ☆日本脳炎 未		☆みずぼうそう			
男 <sub>生年月日 R</sub> 年 月 日生 ☆Hib 未	- 洛		未	済	
氏     名       ★     カ月	` //	☆おたふくかぜ	未	済	
登 かかりつけ医名 お子さんの愛称 ☆ロタウイルス 未	済	☆B型肝炎	未	済	
録					
児     〒     自宅電話 ( )     これまでかかったこと ( ) 空発性発疹					
<b>E</b>   自宅住所	( )はし	<u>しか (</u> ずぼうそう (	) <u>国</u> ) II	<u>⊌≫</u>  崎病	
( )喘息	( )中国			<u>膜炎</u>	
	初回年齢(	)最終年齢	(	)	
氏名   歳 勤務先名   座薬の指示 有		用経験有無			
文   携帯電話   勤務先					
聚					
思   母	名:	R		年	月
	名:	R		年	月
大   大   大   大   大   大   大   大   大   大	名:	R		年	月
以、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、常時内服してい	るお薬があれば具体的に	ご記入	下さい。	
外   携帯電話   <sup>動務先</sup> 電話番号   常 常 出生時または発達段階で何か異常がありましたか?(有・無)   時					
育   あれば具体的にご記入ください。					
·   服   中   中					
発   中   中   の					
現在の食事をご記入ください。					
・母乳 ・混合 ・人工 ・離乳食 ( ) 回食	わくせかど小雨	アカニン・配慮し てほし		<i>ل</i> ا = ١	.\T
艮	でくせるこの配	しなこと 配慮してはし	, ,		
事食事制限の指示を主治医から受けている場合は、具体的にお書きください。					

#### 別記様式第4号(第7条関係)

#### 島根県立病院病児·病後児保育利用同意書

島根県立中央病院病院長 様

私は、島根県立病院院内保育所病児・病後児保育室(以下、病児保育室)を利用するにあたり、以下の内容について確認し、同意いたします。

- 1. 利用の際は医療機関を受診し、病児・病後児保育室利用申込書兼病状連絡票を医師連絡票と併せて 提出すること。
- 2. 定員を超えたとき、又来所時の児童の状態により利用できない場合があること。
- 3. 児童の症状が急変し、保育の継続が困難と判断された場合は、病児保育室からの連絡により保護者 又は代理人が早急に迎えに来ること。
- 4. 児童の症状が急激に悪化する緊急時には、保護者の同意を得た上で島根県立中央病院を受診し、治療を受ける場合があること。又、同意が得られない場合でもこれらが行われることがあること。なお、その際に発生する医療費等は、保護者が負担すること。
- 5. 保育にあたっては、細心の注意を払って感染防止に努めるが、やむを得ず施設内で病児同士の相互 感染が起こった場合は、島根県立病院及び院内保育所運営管理業務受託者は責任を負わないこと。
- 6. 病児保育室利用にあたって、保育室における諸規則及び指示を遵守すること。
- 7. 預かり時間は厳守すること。
- 8. 万一の事故については、施設側故意又は重大な過失によって発生したものでない限り、島根県立病院及び院内保育所運営管理業務受託者は責任を負わないこと。

<del>T</del>	月	口	
			住 所
			保護者氏名
			体護有人名
			旧 帝 氏 夕

				年	月	日
島根県立中央病院病	<b>詩院長 様</b>					
			(申 請 者) 病院名			
			所 属			
			<u>氏 名</u> (職員番号			)
		保育所利用	変更届			
島根県立病院院内保	是育所設置運	営規程に基づき	き、下記のとおり届け	け出します。		
		記				
1. 児童氏名	(ふりがな) <u>(</u> 氏 名)					
2. 利用変更内容						
例:	認可保育所	へ入所が決まっ	ったため、9月1日よ	り一時保育~	>変更	する

別記様式第7号(第8条関係)

					年 月	日
島根県立中央病院病	院長様					
			(1	申 請 者) <u>病院名</u>		
				<u>所                                    </u>		
				<u>氏 名</u> (職員番号		)
		保育所	<b>斤利用</b> 中	中止届		
				、下記のとおり届けと 方法により速やかに約		
			記			
1. 児童氏名	(ふりがな) (氏 名)				_	
2. 利用中止日		年	月	日		
3. 利用中止事由						

### 保育依頼表

月分 病院名 所属 保護者氏名 児童氏名

日	勤務区分	~5	j (	6	7	8	3 9	1	0	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	~	給食予定
1																								朝食・昼食・夕食
2											000000													朝食・昼食・夕食
3											000000													朝食・昼食・夕食
4											000000000000000000000000000000000000000													朝食・昼食・夕食
5											000000000000000000000000000000000000000													朝食・昼食・夕食
6											000000000000000000000000000000000000000													朝食・昼食・夕食
7											000000000000000000000000000000000000000		8											朝食・昼食・夕食
8											000000000000000000000000000000000000000													朝食・昼食・夕食
9											8													朝食・昼食・夕食
10											000000000000000000000000000000000000000													朝食・昼食・夕食
11											000000000000000000000000000000000000000		000											朝食・昼食・夕食
12											00000													朝食・昼食・夕食
13											000000000000000000000000000000000000000									000000000000000000000000000000000000000				朝食・昼食・夕食
14											000000000000000000000000000000000000000									000000000000000000000000000000000000000				朝食・昼食・夕食
15																								朝食・昼食・夕食
16											000000000000000000000000000000000000000													朝食・昼食・夕食
17											000000000000000000000000000000000000000													朝食・昼食・夕食
18											000000000000000000000000000000000000000									0000				朝食・昼食・夕食
19											000000000000000000000000000000000000000									0000				朝食・昼食・夕食
20											000000000000000000000000000000000000000									0000				朝食・昼食・夕食
21											000000000000000000000000000000000000000									0000				朝食・昼食・夕食
22											000000000000000000000000000000000000000									0000				朝食・昼食・夕食
23											000000000000000000000000000000000000000									0000				朝食・昼食・夕食
24											000000000000000000000000000000000000000													朝食・昼食・夕食
25																								朝食・昼食・夕食
26																								朝食・昼食・夕食
27																				-		Ì		朝食・昼食・夕食
28																				0		i		朝食・昼食・夕食
29																				000000000000000000000000000000000000000				朝食・昼食・夕食
30				Τ																-				朝食・昼食・夕食
31																						$\top$		朝食・昼食・夕食
		時間	外 -		$\rightarrow$	·   <del>-</del>	8				—— 基	本	時間					. <		- 時	間外			※朝食、夕食は夜間 保育利用児のみ適用

〈連絡事項等〉

<sup>※</sup>毎月、25日までに、保育所へ提出してください。

<sup>※</sup>保育日の変更は、なるべく3日前までに保育所へご連絡ください。

<sup>※</sup>当日、病気等で欠席、遅刻、早退する場合は、朝9:00までにご連絡ください。(給食の変更が必要なため)

<sup>※</sup>夜間保育は毎週水・木・金曜日の19:00~翌7:30まで実施します。

# 薬 投 与 依 頼 書

依頼者 印

保育施設施設長殿

記入日:

		名) すので、保護者	子に代わ	り薬の	 投与を依頼			iの指示に	より保	育施設で	も投与さ	らせる必り	要が				
	1	病院名						医師名									
	2	病名						症状									
保	3	保管方法			に○をして i ・その他		) )	薬剤名									
護者 様 記 入							該当する	5ものに(	)をして	ください	`						
			昼食	(食前	<ul><li>食後)</li></ul>	夕食	(食前・	食後)	翌朝	(食前・:	食後)	その他	(	)			
		・投与時間	粉薬	(	)包	粉薬	(	)包	粉薬	(	)包	粉薬	(	)包			
欄	4	・投与する薬の種類	シロップ	(	) c c	シロップ	(	) cc	シロップ	(	) cc	シロップ	(	) cc			
			錠剤	(	)錠	錠剤	(	)錠	錠剤	(	)錠	錠剤	(	)錠			
			その他	(	)	その他	(	)	その他	(	)	その他	(	)			
	5	その他注意事項															
	<u> </u>		l														
/0		投与日時	月		日月	日	月	日	月	月	月	日	月	目			
保育施設記入			時	:	分時	分	時	· 分	時	分	時	分	時	分			
設記		投与者															
^		確認者															

投薬の終了を確認したら再提出してください。

